

いただいた御意見とそれに対する考え方

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
1	前文	7行	「がん検診の受診率を向上させるとともに」を削除する	がん検診はがん予防の手段であるから	がん検診は、がんの早期発見のための手段であることから、案のままとします。
2	前文	13行	「罹患した者」を「罹患した人たち」等に変える	「者」との表現は疑問である	法令上の用語のため、案のままとします。今後の具体的な施策の中で、がんに罹患した方々への配慮を失うことがないように、必要に応じて政策提言等をしていきます。
3	前文	13行	「生存率」を「治癒率の向上と生存期間の長期化により」等にする	生存率は5年生存率等として表すものであり、この場面での表現は適当でないとする	御指摘を踏まえ、「医療の進歩によりがん罹患した者の生存率が向上し、その就労、就学等の問題が」を「医療の進歩によりがん罹患した者の就労、就学等の問題が」と改めます。
4	第1		がん対策基本法に触れる	がん患者にとって尊い法律である	がん対策基本法は、当然重要なものです。法にのっとることは当然のことであるため、案のままとしますが、今後の施策の推進の中で、法の趣旨を損なうことがないように、必要に応じて政策提言等をしていきます。
5	第2	2	「自主的な取組」を「県民の自主的な取組」とする	誰の自主的な取組か分かりにくい	御指摘のとおり、「県民の自主的な取組」と改めます。
6	第2	3	「豊かな生活」を「充実した豊かな生活」とする	がん積極的に向き合い主体的に取り組む意味	御指摘を踏まえ、「治療と両立した豊かな生活」を「治療を受けながら充実した生活」と改めます。
7	第3	1	県民にがんの現状と対策を周知することを追加する		県民に対するがんの現状と対策の周知は、第19（がんに関する情報の収集および提供）に規定されているため、案のままとします。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
8	第3	2	県の責務について、文末の表現が、第4では保健医療福祉関係者が施策に協力しなければ「ならない」と書いてあることと整合性がとれない		法令上の表現のため、案のままとします。 県においても、確実に施策が推進されるよう、必要に応じて政策提言等をしていきます。
9	第3	2	連携する相手に事業者を加え、連携のみならず支援することとする		ここで規定している連携は、施策を講じる側としての連携であり、施策の受け手でもある事業者を規定することは適当ではないと考えます。また、支援については必要に応じて個別に規定しているため、案のままとします。
10	第3		市町の責務を追加する	市町の協力なくしてがん対策の推進はない	がん対策の推進において、市町の役割は大変重要なものであり、この条例作成にあたっては、市町とも協議しております。しかし、地方分権一括法により、県の条例において、市町に義務を課すことはできなくなっており、滋賀県においては、県条例から市町の責務に関する規定を全て削除した経緯もあり、案のままとします。 なお、市町が果たす役割が重要であることから、第3の3において、県の責務として、市町のがん対策に関する施策の策定や実施に対して、助言や支援などをおこなう旨を規定しています。 今後、市町と十分に連携して施策が推進されるよう、必要に応じて政策提言等をしていきます。
11	第3		教育機関の責務を追加する	がん教育は教育機関が協力してくれないと実現しないのではないか	教育機関は主に県または市町の機関であるため、案のままとします。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
12	第3		県議会の責務を明確にするべきである	公的保険の範囲の見直しや混合診療の完全解禁は政治の力なくしては語れない	公的保険の範囲の見直しや混合診療の完全解禁は、国において行われるものであり、県議会の責務として規定することは不適切であると考えます。県議会はこれからも、がん対策について真剣に取り組み、必要に応じて積極的に政策提言等をしていきます。
13	第7	2	禁煙への誘導も追加する		喫煙はあくまでも個人の嗜好であることから、禁煙への誘導を行政として行うことは不相当と考えます。なお、禁煙に取り組もうという方に対しては、支援を行うこととしています。
14	第7	3	「がん検診の受診を促進」を「がん検診の強化と受診を促進」とする	がん征圧にはがん検診の強化が必要である	がん検診の強化については、第4号において「がん検診の質の向上を図るための施策」を推進することとしているため、案のままとします。
15	第7		市町はがん検診の推進に努める旨を追加する	市町はがん検診の実施機関である	前述のとおり県条例において、市町の責務を規定することは不相当と考えます。
16	第7		ワクチン接種の推進が必要なわけではないか	副作用の問題があるにしてもワクチンによる予防への取組が必要なわけではないか	「がんの予防に関する啓発」として、具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
17	第8	1	受動喫煙を防止する場所を「公共性の高い空間」とする		「公共性の高い空間」の範囲が一義的に明らかではないため、案のままとします。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
18	第8		第8の規定を削除する、 または、 受動喫煙を防止するための具体的な対策 を削除する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙とがんの因果関係は証明されていない。</li> <li>・喫煙率は低下してきているが、がんは増加傾向にある</li> <li>・喫煙は個人の嗜好の問題である。</li> <li>・完全分煙等は事業者に大きな負担となる</li> <li>・たばこ販売業者に大きな負担を与える</li> <li>・排気ガスやPM2.5の方が問題である</li> </ul>	<p>この規定は、喫煙者の喫煙そのものを禁じるのではなく、非喫煙者を受動喫煙の被害から守ることを目的としています。</p> <p>しかし、「喫煙の禁止」等の表現が誤解を招きかねないことや、健康増進法の表現とも合わせるため、以下のとおり修正します。</p> <p>(受動喫煙の防止)</p> <p>第8 県は、学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設において、受動喫煙を防止するために必要な施策を講ずるものとします。</p> <p>2 事業者は、その事業の用に供する事務所、店舗その他の施設に勤務する者および当該施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。</p> <p>3 県は、前項の規定により事業者が講ずる措置を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。</p>
19	第9		「がん検診を実施する」を「検診環境や方法を整備する」とする		「検診環境や方法の整備」は、「がん検診の受診を容易にするための就業環境の整備」に含まれると考えるため、案のままとします。
20	第10		「児童および生徒」を「児童、生徒および学生」とする		御意見のとおり修正します。
21	第11		病理診断を追加する	がん診断には正確な病理診断が欠かせない	病理診断もがん医療に重要であると考えますが、全てを網羅して列挙することはできず、「その他のがん医療」に含まれているため、案のままとします。
22	第11		臨床検査技師についても触れる	重要な部門である	臨床検査技師もがん医療に取り組む者として重要であると考えますが、全てを網羅して列挙することはできず、「その他の医療従事者」に含まれているため、案のままとします。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
23	第11		粒子線治療を盛り込む		粒子線治療を含む先進的ながん医療については、第5号において規定しているため、案のままとします。
24	第11		医療者が積極的に成長する施策も大事である	医療者が積極的に学会に参加したり研究したりすることが必要である	医療者が積極的に学会への参加等に取り組むことは重要なことだと考えます。そのような機運の醸成も「医療従事者の育成、専門性の高い知識および技能の習得に対する支援その他必要な施策」に含まれており、積極的に推進されることを期待しています。
25	第12	1	「医療機関の機能の分担」を「医療機関の機能の強化と分担」とする	居住する地域に関わらず高度医療を受けられる体制づくりを目指すべきである	医療機関の機能の強化は、「がん診療連携拠点病院およびこれに準じるがん医療等の提供を行う医療機関」に限られず必要であり、そのためには(2)以下の施策が推進される必要があると考えるため、案のままとします。
26	第12	3	「体制の整備」は削除すべきである	「地域にかかわらず等しく」とあるのに、最先端の医療体制に限られた個別の医療機関に整備することを条文化しているように見える	この規定は、集学的医療を提供する体制ががん診療連携拠点病院等で整備されることで、各々の地域で集学的医療が受けられることを目指すもので、がん医療の均てん化に資するものと考えます。
27	第12	4	チーム医療の推進について触れる		チーム医療については、第12(4)に規定しています。
28	第12	5	がん研究の推進を掲げる	研究等を行うことで医師確保につながる	がん研究の推進については、第12(5)に規定する「先進的ながん医療が早期かつ適切に提供されるために必要な情報の提供、助言その他の支援」に含まれるため、案のままとします。
29	第12		本県のがん治療の現状を把握し分析した上での情報の共有が必要	均てん化には、各病院が持つ情報を共有することで病病連携、病診連携を促進することが必要である	具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。

No	条	項号行	意見	理由	対応案
30	第13		「医療関係者の協力などセカンドオピニオンを取得しやすい環境の整備」とする	セカンドオピニオンには医療関係者の理解と協力が不可欠である	具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
31	第13		医師からセカンドオピニオンを提供しやすくするためには、例えば匿名の症例について医師同士が意見を交換できる体制をつくる必要がある		具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
32	第14	1	「医師会を中心として」という文言を追加する	在宅医療には、かかりつけ医の整備が急務であることから各地域医師会の果たす役割が重要である	在宅医療の推進に当たっては、医師会の役割は重要なものですが、その他の主体も重要であると考えするため、案のままとします。
33	第16	2	かかりつけ医の責務として医療圏ごとに緩和ケアの継続的な提供について保健医療福祉関係者が話し合う場を設けることが必要である		具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
34	第17	1	「保健医療福祉関係者」を「保健医療福祉や雇用関係者」とする	就労も深刻な問題である	就労については、第5章で別に規定しているため、案のままとします。
35	第17	1	「市町行政と共に」という文言を追加する		御意見を踏まえ、「市町、保健医療福祉関係者、患者団体等と連携し」と改めます。
36	第17	2	患者サロンやピアサポートについてもチーム医療の中の位置付ける	ピアサポートの先進県として活動している	ピアサポートについては、第17(2)に規定しています。
37	第20	1	「その雇用する者」という表現が分かりにくい		事業者が雇用している者を指します。法令上の用語のため、案のままとします。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
38	第20	2	「がんに罹患したことによって離職した者」を「がんに罹患した者が希望する継続就労やがんに罹患したことによって離職した者」とする	離職の前に継続就労への希望に対する支援が必要である	就労の継続については、第21で別に規定しているため、案のままとします。
39	第22		がん拠点病院と小児の病院の役割を明確にし、必要な医療を提供する体制にする		具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
40	第23		がん登録を地域がん登録や院内がん登録と明記する	がん医療を発展させるためには、登録の強化が必要である	がん登録の強化は必要ですが、今後、国において全国がん登録を法制化する動きがあるため、案のままとします。
41	第25		がん対策推進室（仮称）の設置を明記する	複数の職員が対策にあたる必要がある	部局の設置については、県当局において主体的に判断されるべき事柄のため、案のままとします。
42	第26	1	「組織することができる」という表現を強める		それぞれの主体にとって、一種の契約であるため、契約自由の原則から案のままとします。
43	第26		がん対策推進協議会の構成員に雇用関係者も含める	就労も深刻な問題である	とる対策により、具体的な雇用関係者が変化すると考えられることから、協議する内容に応じて「その他のがん対策に取り組むもの」として参加を呼びかけたり、参考人として参加していただいたりすることが適切と考えられるため、案のままとします。
44	第5章		がん患者への経済的な支援（利息のない一時貸し付け制度）などを盛り込む	今後ますます自己負担の増加が予想され、支払困難なケースが発生する	具体的な施策の中で、必要に応じて政策提言等をしていきます。
45	全体		少し力強さが足りない	がん対策はまさに戦いであって、この条例はその戦いへの力強い応援歌であってほしい	今後ともがん対策の推進に向けて、力強く政策提言等をしていきます。

No	条	項 号 行	意見	理由	対応案
46	その他		がん患者自らが薬のメモを持ち歩くな ど、災害に対する自助の努力が必要である	大災害が起こったときに治療 中のがん患者の治療も必要であるが、そのためにはがん患者自らの自助も必要である	大災害時のみならず、患者自身が主体的にがん治療等に取り組むことは重要であると考えます。そのために必要な情報は、第19にいう「がん患者の療養生活に関する情報」に含まれると考えます。今後、そのような情報が積極的に提供されるよう、必要に応じて政策提言等をしていきます。